

5. 講演

国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室長 鹿子木靖氏

先ほどの挨拶に続きまして、まちづくり推進課長に代わり、説明させていただきます。この 8 月に、国土交通省で、「まちづくり活動の財源確保のガイドライン」を出しました。既存の制度を組み合わせ、このような概念もあるのではないかと、税制上の措置はこうなるのではないかと、このことを整理したものです。

その前提として、昨年、「まちづくり活動の担い手のあり方検討会」を立ち上げ、有識者の皆さんに入っていただいて検討し、昨年 10 月にとりまとめができました。民間まちづくりの現状としては、中原氏のお話にもあったように、安定財源と人材確保の課題があります。政策の方向性の柱の一つに「持続的かつ安定的な財源の確保」があり、その一つの方策として「資金調達手段の多様化」ということがあります。政策の方向性として、「まちづくり活動に必要な資金を安定的に確保するための、活動財源を地域の協議会等で積み立てる仕組みの検討」が重要です。「通路、公開空地、駐車場等といった公共公益施設の整備、維持管理、更新等については、地域ごとにルールを定めるとともに、必要となる継続的な財源を地域全体で支える」ということも考えられます。例えば、関係者が長期にわたり財源を積み立てるといってもよいのではないかと、このことです。エリマネ等による具体的なまちづくりの推進として、「団体間の連携による地域の財源を活用する仕組みの構築を図る」ということが位置づけられました。ガイドラインでは、まちづくりを行う団体の資金確保が共通の悩みであり、地域に応じて財源確保の工夫が見られており、会費収入に頼るケースも多いですが、都市開発に伴う附置義務駐車場の協力金や公共資産の利活用に伴う収入、地域外を含めた小口の資金、クラウドも含めて多様化してきています。今後、安定的に財源を確保するためには、財源を集約し、地域全体を見渡した上で、団体による財源の過不足を調整する仕組みが有効と考えられます。いろいろな財源を一つの団体で貯めたり、又は足りずに活動ができないという課題を、地域全体を見渡せる法人、再分配法人に積み立てて、それぞれの活動団体に助成する仕組みをつくることを考えています。そういった仕組みを通じて、行政に過度に財源を依存しないで自立的かつ持続的で安定的な活動をしていくことを目指すということです。

最近の財源の事例をいくつか紹介していきます。都市開発事業に伴う協力金については、最近、東京の大丸有地区で駐車場の地域ルールが決められました。駐車場のストックを勘案して、新しい建物を建てる際の附置義務駐車場の数を緩和し、緩和した分、審査手数料やそれに相当する負担金をプールして地域の交通環境改善のための財源として活用している事例です。これをもっと全国各地に展開し、交通環境だけではなく、様々なまちづくりに寄与する使い方を考えていきたいと思えます。二つ目は、公共施設の利活用で、グランフロントの例にもあるように、公共空間で屋外広告物を設置して、その収入を地域のエリアマネジメントに使う事例が各地で見られるようになってきました。ただ一般的には、道路・公園・広場などは、屋外広告物の設置が禁止されている場合が多いです。ガイドラインでは、エリアマネジメントの財源になる屋外広告物で良好な景観の形成に寄与するものは、地方公共団体の条例に基づく許可等により、禁止区域であっても設置できるような規定を追加することが書かれています。別の財源としては、スマートエネルギーのようなエネルギー事業を行って、その収益をまちづくり事業に還元している例も使えるのではないかと、思っています。

収入に見合ったほどの活動はできなかつたと見なされた場合に、法人税が課税されることを避けるために、地域全体で見渡して、当該年度に活動したい団体に、活動資金を助成できる再分配法人をつくるというのが今回のガイドラインの考え方です。いくつかの財源を再分配法人でプールして、それぞれの団体に助成します。ガイドラインをまとめる段階で、国税庁と調整し、非営利型の一般社団法人もしくは財団法人が有力な候補の一つなのではないかと提案しています。再分配法人で、複数団体からの拠出した資金をプールし、それぞれのまちづくり活動を行う団体に助成する活動は、収益事業とみなされず、税金が課されない整理になっています。ちなみに、自ら事業を行う場合には、場合によっては法人税がかかります。市区町村が指定するというのは、都市再生推進特別措置法の中にある「都市再生推進法人」の制度に基づいて、まちづくり団体を市町村が公的お墨付きを与えるものです。地域全体を見渡すまちづくりには、行政との連携は不可欠ということです。

地域の民間まちづくり活動に活用し得る財源「地域まちづくり協力金」としては、一つには、開発事業者が拠出する協力金、例として附置義務駐車場の整備量緩和に伴う協力金、もう一つには、公共空間等の利活用による収入、例として広告収入、その他に寄付金やクラウドファンディングもあります。再分配法人の業務は、地域まちづくり協力金の集約・管理、まちづくり活動への助成、活動を行う者がいない場合には、自らが実施ということもあります。再分配法人に、特に税制上適した法人形態が、非営利型の一般社団法人・財団法人ですが、公益の一般社団法人・財団法人の形態をとるということもあります。非営利型の一般社団法人・財団法人である場合、助成業務は法人税法上の収益事業には該当しないので、課税が問題とされるケースになることは少なく、自ら行う業務については、収益事業に該当する可能性は低いですが、有料で実施する場合は税務署への確認が必要です。

最後に、この枠組みを活用したイメージを一枚にまとめたスライドです。駐車場の地域ルールを実施している「い町」「ろ町」「は町」があって、一定のA地域を形成していると思ってください。それぞれまちづくり活動は別ですが、A地域として、一定の緩やかなまちづくりの方向性がある場合に、再分配法人をつかって、それぞれの収入である協力金を再分配法人にプールし、それをそれぞれの町の団体に、その年に必要な分だけ助成します。全体を一つにまとめることにより、それぞれの町で制定する手間も減り、再分配法人も全体に助成するという方がやりやすいと考えられます。ガイドラインは、URL からダウンロードできますので、地域のまちづくりの財源の確保や効果的な活用における選択肢の一つとして、是非お考えいただきたいと思います。